

新潟県企業局管理規程第4号

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月10日

新潟県企業管理者 斎藤 茂樹

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員勤務規程（平成7年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（特別休暇）</p> <p>第17条 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等として官公署へ出頭する場合 そのつど必要と認められる時間</p> <p>(3)～(23) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第17条 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭する場合 そのつど必要と認められる時間</p> <p>(3)～(23) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。